

# 鹿 児 島 県 公 報

令和 8 年 3 月 31 日 (火) 第 706 号 の 10



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿 児 島 市 鴨 池 新 町 10 番 1 号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日 ( 毎 週 火 , 金 )

## 目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

### 教育委員会教育長訓令

○鹿 児 島 県 教 育 委 員 会 教 育 長 事 務 委 任 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 訓 令 (※)

(総務福利課取扱い) 1

○鹿 児 島 県 教 育 庁 等 事 務 決 裁 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 訓 令 (※)

(総務福利課取扱い) 1

## 教育委員会教育長訓令

### 鹿 児 島 県 教 育 委 員 会 教 育 長 訓 令 第 3 号

鹿 児 島 県 教 育 委 員 会 教 育 長 事 務 委 任 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 訓 令 を 次 の よう に 定 め る。

令和 8 年 3 月 31 日

鹿 児 島 県 教 育 委 員 会 教 育 長 地 頭 所 恵

鹿 児 島 県 教 育 委 員 会 教 育 長 事 務 委 任 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 訓 令

鹿 児 島 県 教 育 委 員 会 教 育 長 事 務 委 任 規 程 ( 昭 和 49 年 鹿 児 島 県 教 育 委 員 会 教 育 長 訓 令 第 1 号 ) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る。

別表第 2 の 1 の 表 教 育 事 務 所 長 の 項 委 任 事 項 の 欄 中 第 2 号 を 削 り , 第 3 号 を 第 2 号 と す る。

附 則

この訓令は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

### 鹿 児 島 県 教 育 委 員 会 教 育 長 訓 令 第 4 号

鹿 児 島 県 教 育 庁 等 事 務 決 裁 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 訓 令 を 次 の よう に 定 め る。

令和 8 年 3 月 31 日

鹿 児 島 県 教 育 委 員 会 教 育 長 地 頭 所 恵

鹿 児 島 県 教 育 庁 等 事 務 決 裁 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 訓 令

鹿 児 島 県 教 育 庁 等 事 務 決 裁 規 程 ( 昭 和 49 年 鹿 児 島 県 教 育 委 員 会 教 育 長 訓 令 第 2 号 ) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る。

別表第 2 総務福利課の部17の項課長専決事項の欄第17号中「及び第3項」を削り、「の閲覧又は謄写の請求を処理」を「を公表」に改め、同部18の項を次のように改める。

18 教育に関する公益信託に関する事務 この項中公益信託ニ関スル法律 (大正11年法律第62号)を	(1) 旧法第4条第1項の規定に基づき、公益信託事務の処理に関する処分を命ずる	(1) 旧法第3条及び第4条第1項の規定に基づき、公益信託の受託者に対し報告若しくは資料の提出を求め、
---	---	---

「旧法」、公益信託に関する法律（令和 6 年法律第 30 号）を「法」、鹿児島県教育委員会の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則を廃止する規則（令和 8 年鹿児島県教育委員会規則第 7 号）による廃止前の鹿児島県教育委員会の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則（平成 20 年鹿児島県教育委員会規則第 8 号）を「規則」という。

- こと。
- (2) 旧法第 5 条第 1 項の規定に基づき、公益信託の変更を命ずること。
- (3) 旧法第 6 条の規定に基づき、公益信託の変更又は併合若しくは分割を許可すること。
- (4) 旧法第 7 条の規定に基づき、公益信託の受託者の辞任を許可すること。
- (5) 旧法第 9 条の規定に基づき、公益信託の継続を決定すること。
- (6) 信託法（平成 18 年法律第 108 号）

- 又は信託事務及び財産の状況を検査すること。
- (2) 所得税法施行令（昭和 40 年政令第 96 号）第 217 条の 2 第 2 項及び第 3 項、法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第 77 条の 4 第 2 項及び第 3 項並びに租税特別措置法施行令（昭和 32 年政令第 43 号）第 40 条の 4 第 2 項及び第 3 項に規定する特定公益信託の証明及び認定を行うこと。
- (3) 規則第 3 条の規定に基づく公益信託の財産移転の報告を処理すること。
- (4) 規則第 4 条の規定に基づく公益信託の事業

			<p>第46条第2項及び旧法第8条の規定に基づき、公益信託の検査役を選任すること。</p> <p>(7) 信託法第58条第4項及び旧法第8条の規定に基づき、公益信託の受託者を解任すること。</p> <p>(信託法第70条(同法第74条第6項において準用する場合を含む。))及び第128条第2項において準用する場合を含む。)</p> <p>(8) 信託法第62条第4項及び旧法第8条の規定に</p>		<p>計画書及び収支予算書(変更に係るものを含む。)の報告を処理すること。</p> <p>(5) 規則第5条に基づく公益信託の事業状況報告書等を処理すること。</p> <p>(6) 規則第7条の規定に基づく公益信託の変更の届出を処理すること。</p> <p>(7) 規則第15条の規定に基づく公益信託の受託者の任務の終了の届出を処理すること。</p> <p>(8) 規則第27条の規定に基づく公益信託の信託財産の登記完了等の届出を処理すること。</p> <p>(9) 規則第31条の規定に基づく公益信託の終了等の報告</p>		
--	--	--	--	--	--	--	--

			<p>に基づき、公益信託の新たな受託者を選任すること。 (信託法第129条第1項において準用する場合を含む。)</p> <p>(9) 信託法第63条第1項及び旧法第8条の規定に基づき、公益信託の信託財産管理者による管理を命ずること。</p> <p>(10) 信託法第66条第4項及び旧法第8条の規定に基づき、公益信託の保存行為等の範囲を超える行為を許可すること。</p> <p>(11) 信託法第70</p>	<p>を処理すること。</p> <p>(10) 法附則第10条第1項の規定に基づき、移行認可に関する行政機関等の意見を聴くこと。</p> <p>(11) 法附則第11条の規定に基づき、移行認可の申請書の提出を受け、又は移行認可をし、若しくはしない処分をした旨を旧主務官庁に通知すること。</p> <p>(12) 法附則第16条の規定において準用する附則第15条の規定に基づき、公益認定等審議会が諮問を要しないものと認められたものについて公益認定等審議会に通知すること。</p>	
--	--	--	--	--	--

条（同法第74条第6項において準用する場合を含む。）において読み替えて準用する同法第57条第2項及び旧法第8条の規定に基づき、公益信託の信託財産管理者の辞任を許可すること。

(12) 信託法第74条第2項の規定及び旧法第8条の規定に基づき、公益信託の信託財産法人管理人による管理を命ぜらるること。

(13) 信託法第123条第4項、第

			<p>127 条 第 6 項 又は第 258 条 第 6 項 及び旧 法第 8 条の規 定に基 づき、 公益信 託の信 託管理 人を選 任し、 又は信 託管理 人の報 酬を定 めるこ と。</p> <p>(14) 信託 法第 128 条第 2 項にお いて準 用する 同法第 57 条第 2 項及 び旧法 第 8 条 の規定 に基 づき、公 益信託 の信託 管理人 の辞任 を許可 すること。</p> <p>(15) 信託 法第 165 条第 1 項及び 旧法第 8 条の 規定に 基 づき、</p>			
--	--	--	--	--	--	--

			<p>公益信託の特別の事情による終了を命ずること。</p> <p>(16) 規則第30条の規定に基づき、公益信託の残余財産処分を許可すること。</p> <p>(17) 法附則第7条の規定に基づき、公益信託への移行認可を行うこと。</p> <p>(18) 法附則第16条において準用する附則第13条第1項及び第3項の規定に基づき、公益認定等審議会に諮問すること。</p> <p>(19) 法附則第16条において準用する</p>			
--	--	--	--	--	--	--

			附則第14条の規定に基づき、公益認定等審議会の答申に基づいてとつた措置について公益認定等審議会に報告すること。			
--	--	--	---	--	--	--

別表第 2 総務福利課の部中32の項を33の項とし、19の項から31の項までを1項ずつ繰り下げ、18の項の次に次の1項を加える。

19 公益信託に関する事務 この項中公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）を「法」という。	(1) 法第6条の規定に基づき、公益信託認可を行うこと。 (2) 法第11条の規定に基づき、公益信託認可をした旨を公示すること。（法第12条第6項及び第22条第7項において準用する場合を含む。） (3) 法第12条第	(1) 法第10条の規定に基づき、行政機関等の意見を聴くこと。（法第12条第6項及び第22条第7項で準用する場合を含む。） (2) 法第13条第1項の規定に基づき、行政庁の変更を伴う公益信託の変更等の認可に係る申請書を経由すること。 (3) 法第13条第2項の規定に
---	--	---

				1 項の 規定に 基づき、 変更等 の認可 を行う こと。	基づき、 変更前 の行政 庁から 事務の 引継ぎ を受け ること。		
				(4) 法第 22条第 1項の 規定に 基づき、 公益信 託の併 合等を 認可す ること。	(4) 法第14 条第1項 及び第2 項の規 定に基 づく 公益信 託の変 更の届 出を処 理し、 及び届 出があ つた旨 を公示 すること。		
				(5) 法第 24条第 2項の 規定に 基づき、 公益信 託の継 続を認 可する こと。	(5) 法第15 条第1項 及び第2 項の規 定に基 づく 受託者 の辞任 の届出 を処理 し、及 び届出 があつ た旨を 公示す ること。		
				(6) 法第 29条第 1項及 び第2 項の規 定に基 づく、 公益信 託の受 託者に 必要な 措置を とるべ き旨を 勧告し、 及び勧 告の内 容を公 表する こと。	(6) 法第21 条第1項 の規定 に基 づく、 公益信 託の財 産目録 等を受 理する こと。		
				(7) 法第 29条第 3項及	(7) 法第21 条第2項 の規定 に基 づく、 公益信 託の財 産目録 等を公 表するこ		

				び第 4 項の規定に基づき、受託者に勧告に係る措置をとるべきことを命じ、及びその旨を公示すること。	と。		
				(8) 法第 30 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づき、公益信託認可を取り消し、及びその旨を公示すること。	(8) 法第 25 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、公益信託の終了の届出を処理し、及び届出があつた旨を公示すること。		
				(9) 法第 38 条において準用する法第 34 条の規定に基づき、公益認定等審議会に諮問すること。	(9) 法第 26 条第 1 項の規定に基づき、公益信託の残余財産の給付の見込みの届出を処理すること。		
				(10) 法第 38 条において準用する法第 35 条第	(10) 法第 26 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、公益信託の清算終了の届出を処理し、及びその旨を公示すること。		
					(11) 法第 28 条第 1 項及び第 42 条第 2 項の規定に基づき、公益認定等審議会の庶務をつかさどる職員に検査させること。		

				<p>2 項の規定に基づき、公益認定等審議会に報告すること。</p> <p>(11) 法第 38 条において準用する法第 36 条第 3 項の規定に基づき、公益認定等審議会が諮問を要しないものと認められたものについて公益認定等審議会に諮問しないで講じた旨を公益認定等審議会に通知すること。</p> <p>(12) 法第 38 条において</p>	<p>(12) 法第 29 条第 5 項の規定に基づき、行政機関等の意見を聴くこと。(法第 30 条第 3 項で準用する場合を含む。)</p> <p>(13) 法第 32 条の規定に基づき、許認可等行政機関等からの意見を処理すること。</p> <p>(14) 法第 38 条において準用する法第 36 条第 1 項の規定に基づき、受託者からの届出に係る書類の写し及び財産目録等の写しを公益認定等審議会に送付すること。</p> <p>(15) 法第 38 条において準用する法第 36 条第 2 項の規定に基づき、許認可等行政機関等からの</p>		
--	--	--	--	--	--	--	--

				準用する法第37条第3項の規定に基づき、公益認定等審議会の勧告に基づいてとつた措置について公益認定等審議会に報告すること。 (13) 法第39条の規定に基づき、内閣総理大臣からの指示を公益認定等審議会へ通知すること。	意見を公益認定等審議会に通知すること。 (16) 法第40条の規定に基づき、法の施行のために必要な場合に官庁、公共団体等に照会し、又は協力を求めること。 (17) 法第41条の規定に基づき、公益信託の活動状況等の情報の提供について必要な措置を講ずること。	
--	--	--	--	---	---	--

別表第2教職員課の部2の項教育長決裁事項の欄中第6号を第7号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 副校長を発令すること。

別表第2教職員課の部6の項副教育長決裁及び専決事項の欄第1号中「校長」の次に「副校長」を加え、同部9の項副教育長決裁及び専決事項の欄第2号中「校長」の次に「副校長」を加える。

別表第4の1の表1の項次長（北薩教育事務所，始良・伊佐教育事務所，大隅教育事務所及び大島教育事務所にあつては総務課長）専決事項の欄中第3号を削り，第4号を第3号とし，第5号を第4号とする。

附 則

この訓令は，令和8年4月1日から施行する。